

部活動の地域移行について

学校×クラブ×地域

大阪教育大学附属高等学校平野校舎
スクール・コミュニティクラブ* ひらの倶楽部
会長 松田 雅彦

本日の内容

① ひらの倶楽部の取り組み概要

地域と学校の新しい関係(学校×クラブ×地域)

① 部活動の地域移行で何が変わるのか？

② 学校と地域の関係性 3つのステージ

③ 部活動と総合型クラブに潜む課題

④ スクール・コミュニティクラブ

ひらの倶楽部のとりくみ

① ひらの倶楽部の取り組み概要

地域と学校の新しい関係 (学校×クラブ×地域)

はじめの問題意識

Common Agenda

学校を卒業した瞬間にスポーツを楽しむための機会がなくなる
なぜなら施設・用具・仲間・指導者・プログラム・情報のほとんどがなくなる



学校と地域の垣根がなくなれば解決できるのでは？
しかし、なかなか学校は開かれない



学校を卒業しても部活を卒業しなくてもいいようにすればいい
学校の中に地域クラブをつくろう！

はじめにめざしたしくみ

学校を卒業しても部活動は卒業しなくても良いしくみ

☆ 学校を卒業しても部活動は卒業しなくていいしくみをつくらう

⇒ そのためには学校と卒業生や地域をつなぐ組織が必要

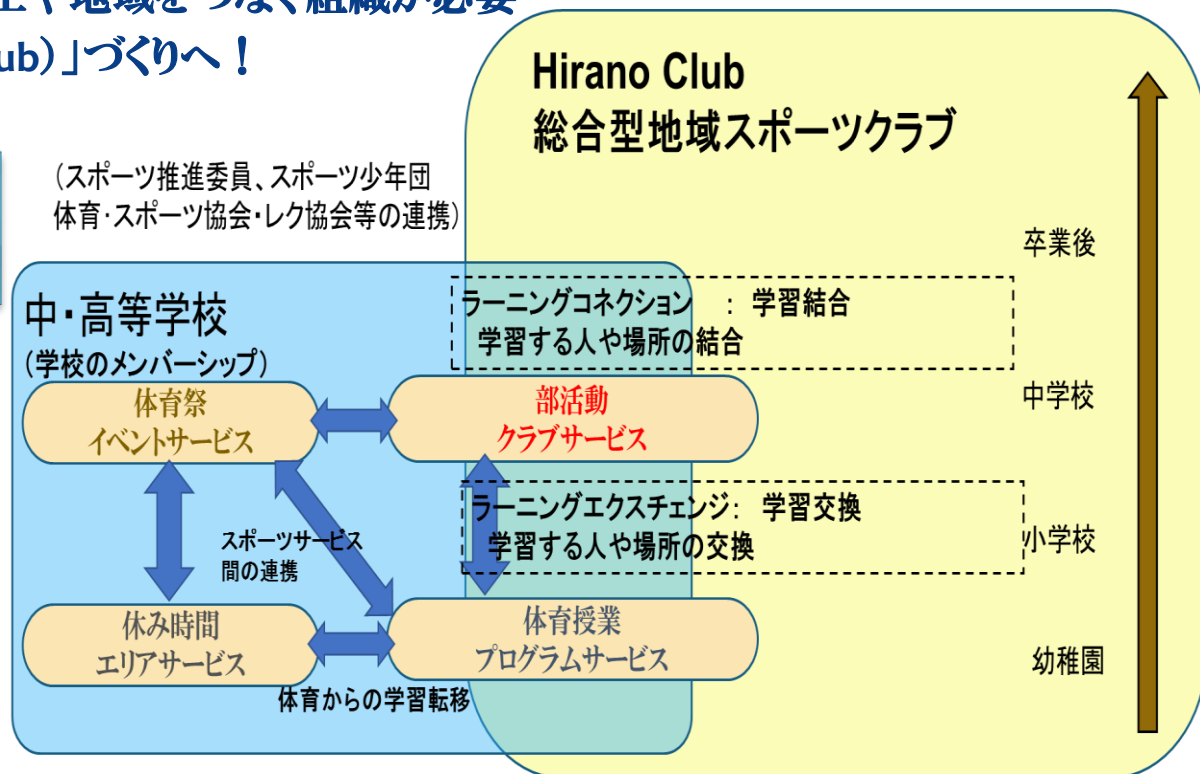
⇒ 「ひらの倶楽部(Hirano Club)」づくりへ！

学校を卒業すると「仲間」「施設」「指導者」「用具」「プログラム」「情報」などをなくしてしまう



文化(スポーツ・音楽・芸術・学習)から遠ざかる

生涯スポーツ・生涯学習社会が実現できない



卒業生との継続的關係づくり ～ 部活動を塾化させないしくみ ～

Mutually Reinforcing Activities

場所と機会の提供

OB・OG会(クラブ会員)

現役生もOB・OGも
保護者も地域住民も
みんな楽しい!

学校

体育授業

生徒会組織(自律・自治活動)

- ・施設調整
- ・イベント
- 体育祭・文化祭
- 球技大会
- ・情報提供
- ・予算配分

部活動

文化的活動

スポーツ

吹奏楽
美術
生物

バレーチーム
ハンドチーム
バスケットチーム

施設

教師

人的・

経済的支援

部活動の地域移行
(外圧)により、一気に
話が進んだ!

中学校

(シーズン制スポーツ・パルシュレ)

小学校

(遊び教室・高校生主催)

幼稚園

(ヨガ教室&サロン)

P T A
後 援 会
(利用者から会員へ)

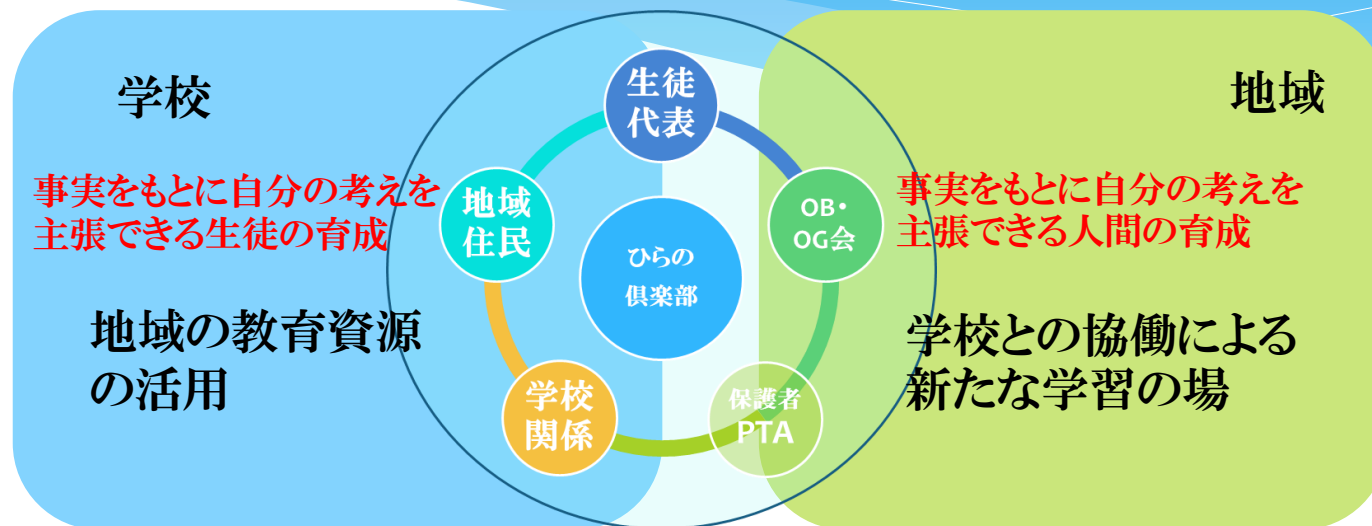
地域住民

(利用者から会員へ)

学校を地域へ広げる中間組織としてのクラブ

学校×クラブ×地域

Backbone Organization & Continuous Communication

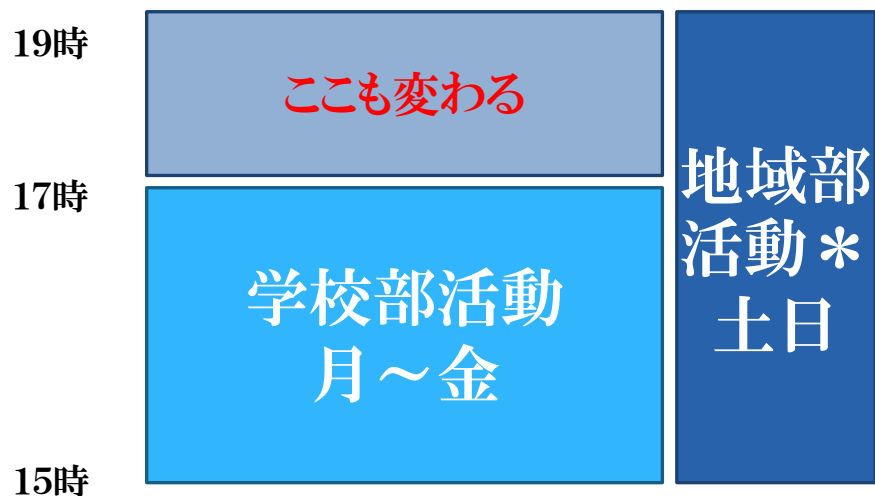


自分でしっかりと考える事ができる人を育てる
ふわっとした情報に惑わされない人を育てる
他者とチームを組むことができる人を育てる

- * 文化(スポーツ・芸術・音楽・学問)縁でつながる緩やかなコミュニティの生成
- * カリキュラムの縛りや人材不足などの問題をクラブで突破する
- * 子どもと大人で地域課題や社会問題の解決に挑む
- * これまで学校ではやりにくかったことを地域クラブ組織で実現する
- * 生徒にやりきる責任感を持たせ、何度もやり直すチャンスにあたえる

① 部活動の地域移行で何が変わるのか？

変わる部活動 ～ R5年度から段階的に移行 ～

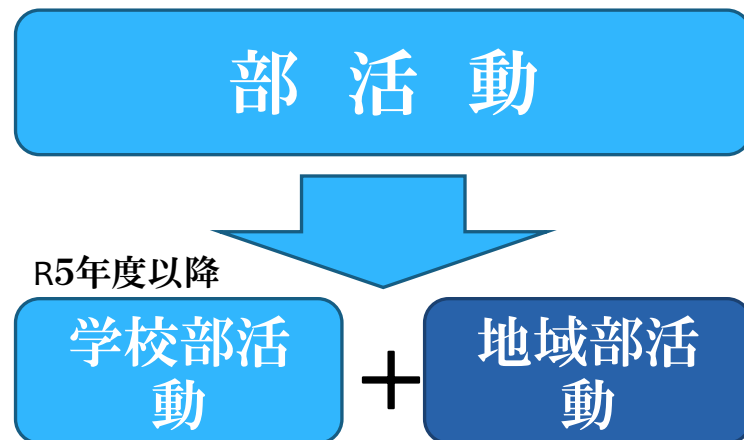


メリット

- * 教員は関わらない
- * 付添手当も出ない

デメリット

- * 地域で面倒を見てくれる団体が必要
- * 別途、費用が必要(保険代・指導者謝金)
- * 生徒自身が自律・自立する必要がある



地域部活動の受け皿(人と組織)が必要

地域部活動導入によるメリット

- * 部活動をやりたくない先生が関わらなくてよくなる(先生)
- * 専門的指導者に教えてもらえる(生徒)
- * 他の種目も楽しめる(生徒)
- * 学校になかった活動ができる(生徒)
- * 自分たちだけでの活動もできる(生徒)
- * 合同チームを組むことでメンバーが増える(生徒)
- * 会員が増える(総合型クラブ)
- * 地域と学校のつながりが広がる(学校・クラブ)
- * 大会のあり方が変わる(U15等).....かもね

地域部活動制度導入とクラブの関わり ～学校管理下ではなくなる意味～

責任問題

- 受け皿団体
- 法人化必須
- 連絡・調整

費用

- 保険料
- 謝金・交通費
- 施設使用料
- 費用負担は誰か？

指導のあり方

- 学校部活動との指導方針のずれ
- 部活動の教育的意義

学校の立場からは継続性を求める → 条件が合わなくなって手を引くと生徒が困る

地域部活動制度の導入 ～ 具体的にどう変わるのか ～

	学校部活動(学校教育活動の一環)	地域部活動(学校・地域教育活動の一環)
指導者	教員・部活動指導員	各団体に登録した指導者(休日に指導したい教員はこの団体に登録する)
責任の所在	学校長・教育委員会	各団体(法人化が必須条件)
活動費用	学校が負担(一部必要経費を各自が負担)	受け皿団体が負担 (指導者謝金・保険料・施設使用料等を結果として各自が負担することとなる)
施設使用料	無料 (学校教育活動一環のため) 「部活動は、生徒会活動の一環であり、生徒会の下部組織である。そのため、みんなが関わる可能性がある。生徒会および部活動は、児童・生徒の自発的・主体的な活動であり、その組織は自治活動として自律的に運営される。このような活動の中で児童・生徒は共生の重要さやルールやマナー・エチケットなどを学ぶこととなる。」	有料 (地域団体) (学校・地域教育活動としての目的と学習内容が明確であり、みんなが関わる可能性のある組織の場合は減免) * 全生徒のニーズ を捉えて事業を起こせる場合は減免の可能性あり * 単一種目の活動である場合には「みんな」が関わる可能性が薄くなるため、減免はそぐわない。
連絡・調整	教員と生徒	各団体と学校・教員 (非常に煩雑になる)

官民公私の関係と

行政および地域クラブの立ち位置

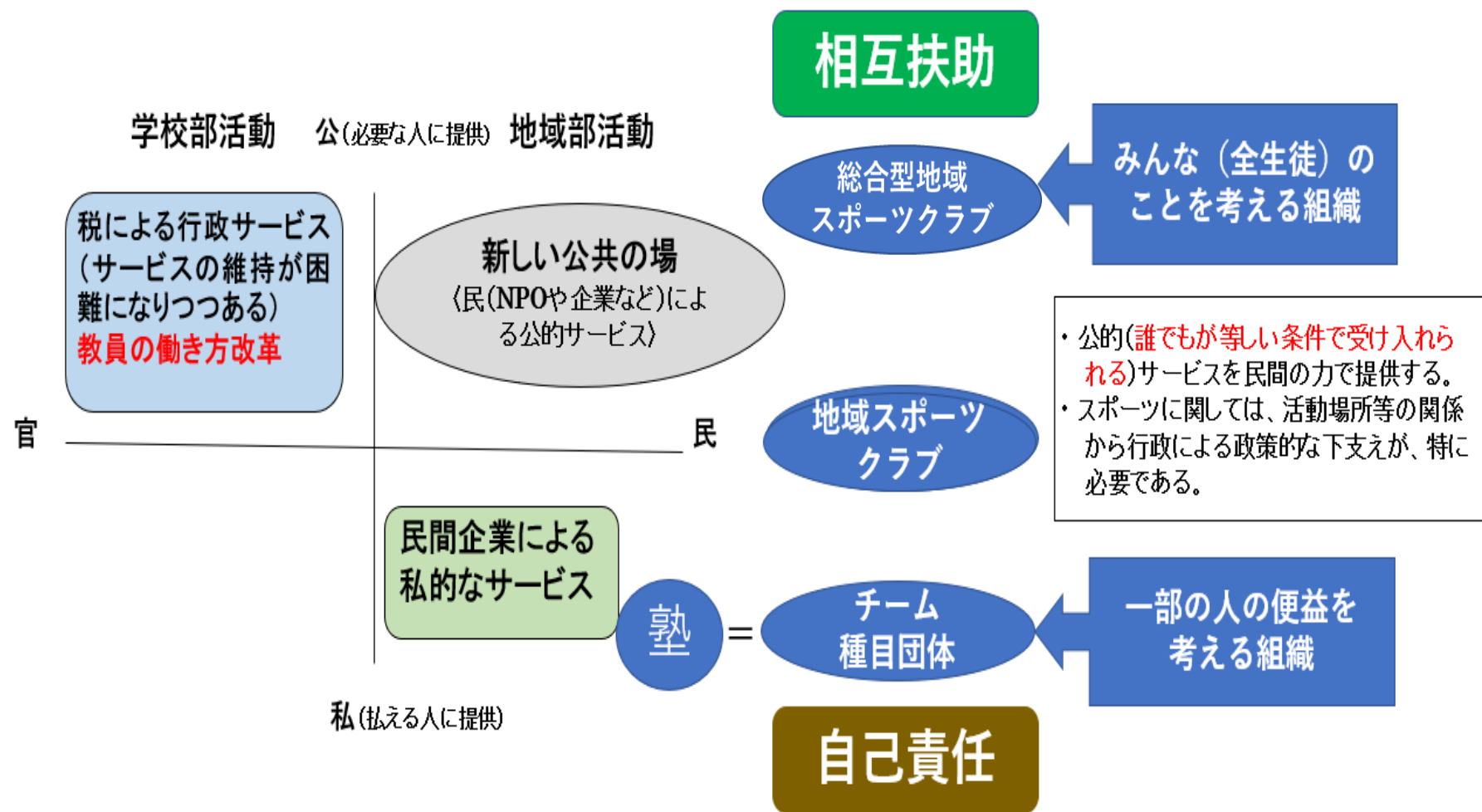


図1. 民による公的サービスの提供

* 熊坂賢次による官民公私モデルをもとに松田が作成

部活動が「私的なサービス」となると費用を払える人だけが
スポーツや芸術・音楽という文化を享受できる国となる

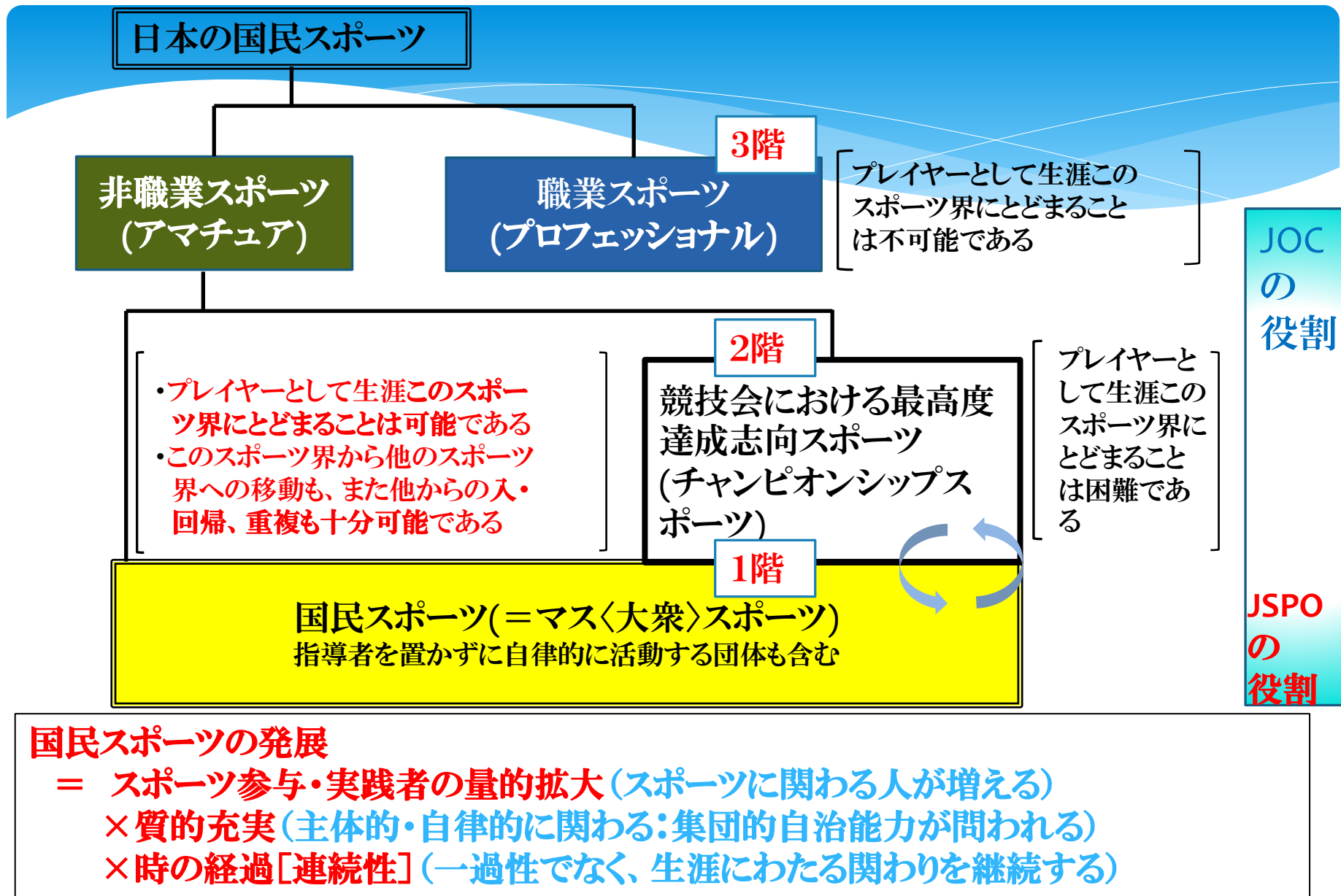


図2. 「国民スポーツの発展」について

([「スポーツに遊ぶ社会に向けて」島崎 仁1998:107]の図に松田が図を再構成および加筆)

② 学校と地域の関係性

補助・連携・協働 3つのステージ

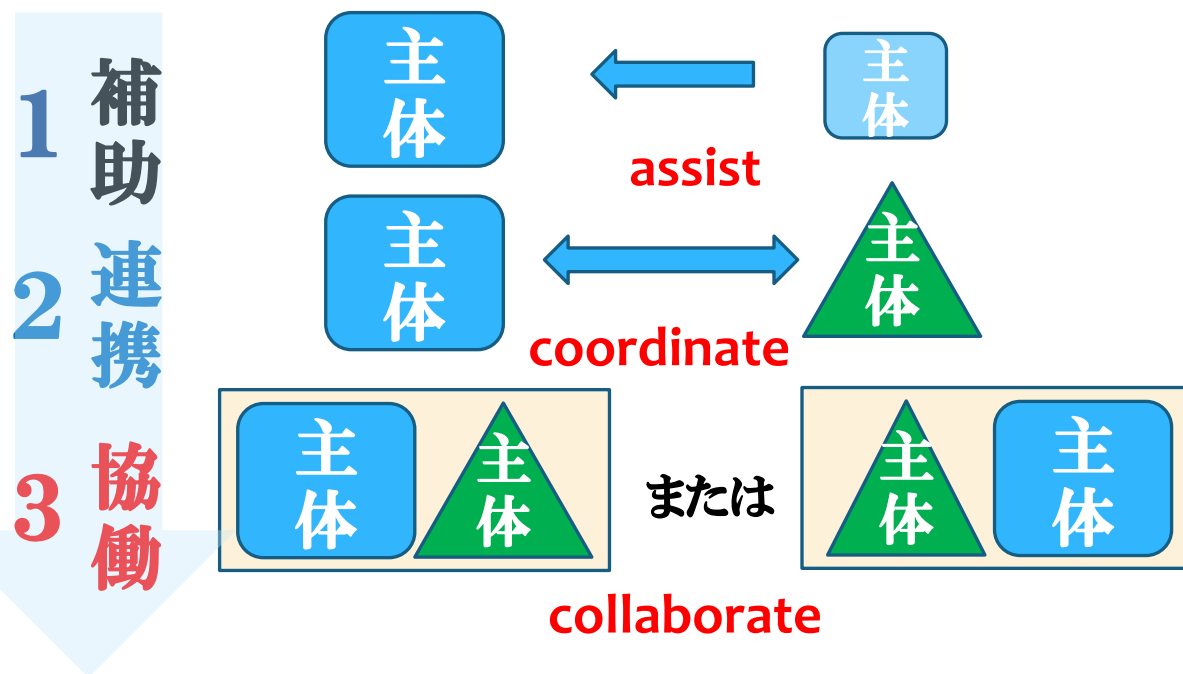
学校と地域の関係性

めざすゴールと3つのステージ

第1段階 補助(assist)
→ 足りないことを補助
する

第2段階 連携(coordinate)
→ それぞれが協力する

第3段階 協働(collaborate)
→ 同じ目的を共有して
ともに働く



連携と協働の間には大きな隔たりがある

学校と地域団体との関係

ゴール設定と活動の評価

【共通の目的】を持って、それぞれの資源を最適に組み合わせて責任を持って活動する

受け皿団体の活動と
学校のニーズが合致

● 連携(coordinate)

補助金を活用する場合は、
それがなくなってもやり遂
げる意思が問われる

● 協働
(collaborate)

学校の資源×地域の資源
⇒ 新しい価値の創造

運動部活動の活動サポート
指導者派遣など

● 補助(assist)

豊かなスポーツライフを支える環境

いきなり2階に
なっていないか

プログラムサービスやク
ラブサービス、エリア
サービスで楽しんでい
る人が集い楽しむのが
イベントサービスの場
である。

学校・地域におけるスポーツサービスの関連

学校：体育祭・スポーツ大会
イベントサービス
地域：運動会・スポーツ大会

学校：運動部活動
クラブサービス
地域：地域クラブ・サークル

プログラムサービスでの活
動が楽しかった人たちが、
もっと定期的にプレイする
場がクラブサービスの場
である。

学校：休み時間
エリアサービス
地域：施設開放事業

学校：体育授業
プログラムサービス
地域：スポーツ教室

学校における活動支援：
生徒会（部活動含む）・体育委員・学校教員

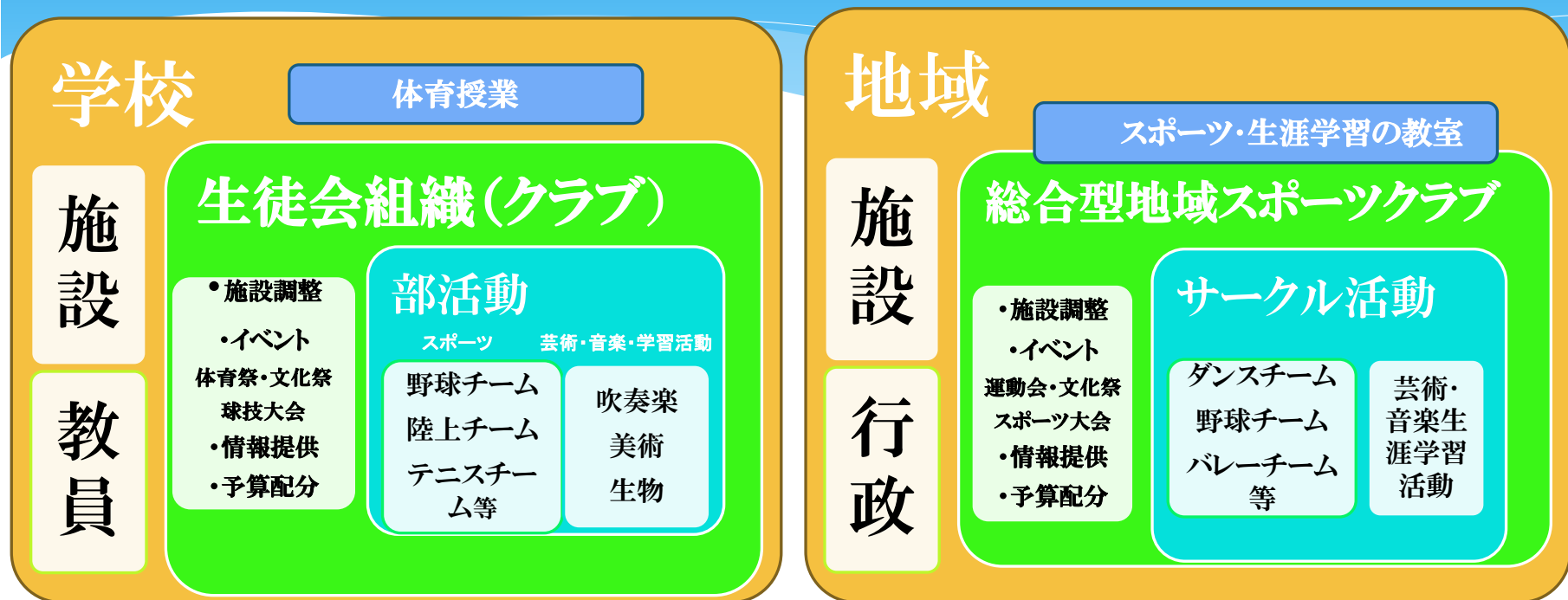
地域における活動支援：
地域スポーツ団体（総合型クラブ・体育・スポーツ協会
等）・スポーツ推進委員・行政担当

生徒・地域住民の参加・支援

③ 部活動と総合型クラブに潜む課題 輸入されたスポーツとクラブの文化

地域と学校に共通するクラブと部活動の課題

生徒会や総合型クラブの自治/自律



- * クラブの中には、いくつかのチームがあり、クラブメンバーとして共存・共生をめざしている。
- * 学校におけるクラブの枠組みは「生徒会」の枠組みとなる。
- * 教師は、本来のクラブシステムとしての生徒会運営をサポートし、生徒の自主的・自発的な参加により行われる部活動をめざさなければならない。
- * 学校のスポーツシステムは地域においても同じであり「チーム単位＝クラブ」という認識が地域や学校における豊かなスポーツライフスタイルの実現を阻害している。
- * スポーツ基本計画における「総合型地域スポーツクラブ」の育成がすすまない原因の一つに「クラブシステム」の認識不足がある。

スポーツ禁止令

表1 ヨーロッパにおいて4世紀から18世紀までに出示された主なスポーツ禁止令

393～423	ホノリウス帝治下、剣闘士の競技を禁止 [西ローマ帝国]
506	アグデの教会会議、聖職者の鷹狩を禁止 [フランク王国]
585	マイオンの教会会議、聖職者の鷹狩を禁止 [フランク王国]
7～8世紀	教会会議「春祭の競走」を異教的として度々禁止 [ケルト人]
1139	第2回ラテラノ公会議、弩の使用とトーナメントを禁止 [イタリア]
1154	国王ヘンリー2世、トーナメントを禁止 [イギリス]
1215	第4回ラテラノ公会議、弩の使用とトーナメントを禁止 [イタリア]
1227	公会議、聖職者のトーナメント参加を禁止 [ドイツ]
1230	ドイツ騎士団、打球戯とチェスを許可、バドミントンと犬による狩猟を禁止 [ドイツ]
1245	ルーアンで聖職者のボールゲーム禁止 [フランス]
1285	国王エドワード2世、ロンドン市内での剣術教授を禁止 [イギリス]
1296	国王フィリップ4世、貴族のトーナメント参加を禁止 [フランス]
1297	「森林法」、イングランド下層民の狩猟を禁止 [イギリス]
1306	ボールゲームと九柱戯禁止 [フランス]
1310	ルツェルンで、教会の庭での身体運動と遊戯の禁止 [スイス]
1313	国王エドワード2世、ロンドン市内でのフットボール禁止 [イギリス]
1319	国王フィリップ5世、武器修練を奨励しスールを禁止 [フランス]
1322	国王エドワード2世、トーナメントを禁止 [イギリス]
1331	国王エドワード3世、フットボールを禁止 [イギリス]
1345	イングランド下層民の、ボールゲーム・ホッケー・競走・闘鶏を禁止 [イギリス]
1359	皇帝カール4世、コンスタンツの司教座聖堂参事会員のトーナメント参加を禁止 [ドイツ]
1364	エリーの教会会議、聖職者のボールゲームを禁止 [イギリス]
1365	国王シャルル5世、ジョー・ド・ボームを禁止 [フランス]
1385	ロンドン司教、教会内でのファイブズを禁止 [イギリス]
1388	国王リチャード2世、職人・奉公人に弓射を奨励、武器携行・テニス・フットボール・石投げ・円盤投げ・九柱戯を禁止 [イギリス]
1389	イングランド下層民のテニス禁止 [イギリス]
1397	パリの裁判官、日曜と祭日以外のジョー・ド・ボームとスールを禁止 [フランス]
1401	国王ヘンリー4世、フットボールを禁止 [イギリス]
1410	国王ヘンリー4世、フットボール禁止令を再公布 [イギリス]
1415	ハイデルベルクの学生の、剣術を禁止 [ドイツ]
1415	国王ヘンリー5世、フットボールを禁止 [イギリス]
1420	スコットランドでフットボール禁止 [イギリス]

1429	シャロン市、弓射を禁止 [フランス]
1440	ブルターニュ司教、スールを禁止 [フランス]
1450	ハリファックスでフットボールと九柱戯禁止 [イギリス]
1450	ヴィクの学則、教会以外の場所での遊戯を禁止 [オランダ]
1457	スコットランドの国会、フットボールとゴルフの禁止を決議 [イギリス]
1460	フライブルク大学、学生の石投げ・剣術を禁止 [ドイツ]
1467	レスター市、市内でのテニスとフットボールを禁止 [イギリス]
1471	イングランドとスコットランドでゴルフ禁止 [イギリス]
1472	インゴルシュタット市、学生の剣術興行参加を禁止 [ドイツ]
1477	イングランドでフットボールとクロッケー禁止 [イギリス]
1479	ヒュルツブルクのトーナメント規定、「市民化した」貴族の参加を禁止 [ドイツ]
1484	バーゼルで謝肉祭の間、市内での諸競技禁止 [スイス]
1485	サーンズの教会会議、修道士のジョー・ド・ボームを禁止 [フランス]
1491	イングランドでフットボールとゴルフ禁止 [イギリス]
1529	バーゼルの宗教改革法、日曜・祭日の九柱戯を禁止 [スイス]
1535	国王ヘンリー8世、テニスと「不法な遊び」を禁止 [スイス]
1537	ハンブルクのギムナジウム学則、水泳と沐浴を禁止 [ドイツ]
1539	チューリッヒで子どもの九柱戯禁止 [スイス]
1551	ニュルンベルクで剣術興行禁止 [ドイツ]
1563	リーゲニッツ領主ハインリヒ9世、武器携行・沐浴・雪合戦・氷上遊戯を禁止 [ドイツ]
1594	ハイデルベルク市で、学生のボールゲーム禁止 [ドイツ]
1610	生徒の氷上での競走・雪合戦・深い川での沐浴禁止 [フィンランド]
1611	バーゼルでレスリング禁止 [スイス]
1627	チューリッヒ市、射的大会での賭博を禁止 [スイス]
1640	バーゼルで教会での乗馬禁止 [スイス]
1641	ジリスで、公共の場での円盤投げ禁止 [スイス]
1641	ゴータのギムナジウム学則、身体に害を与える跳・レスリングなどを禁止 [ドイツ]
1682	チューリッヒで、氷上での石投げ禁止 [スイス]
1700	アウグスブルク市、剣術興行を禁止 [ドイツ]
1760	公開のボクシング試合禁止 [イギリス]
1785	国王カルロス3世、闘牛を禁止 [スペイン]
1785	トリモール選帝侯、モーゼル川でのスケートを禁止 [ドイツ]
1788	国王カルロス4世、闘牛を禁止 [スペイン]

(池田勝・守能信次編「スポーツの政治学」杏林書院、1999、pp.16-17を改変)

スポーツの輸入と クラブ活動の歴史 ①

新教育指針

文
部
省

自治組織としての
クラブ(メンターの存在)

明治の初めは「総合型クラブ」だった！

大学
走舸組

運動会・校
友会の誕生

中学校に
部活動導入

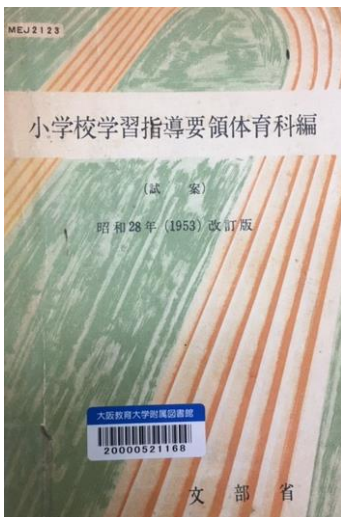
教師に統治された
チーム組織の集合体

国防部
鍛錬部

国による統治

新教育指針

民主的な組織とし
てのクラブ
(メンター不在)
ゆとりとうるおい
がある生活を支持



スポーツの輸入と クラブ活動の歴史 ②

S28年

小学校学習
指導要領

みんなの
スポーツ
をめざす
.....

対外試合の
緩和
東京五輪

一部の人の
スポーツ

必修クラブ
給特法

代替え措置
必修クラブ
の廃止

スポーツ推薦
結果主義

体罰問題
働き方改革

スポーツの手段化



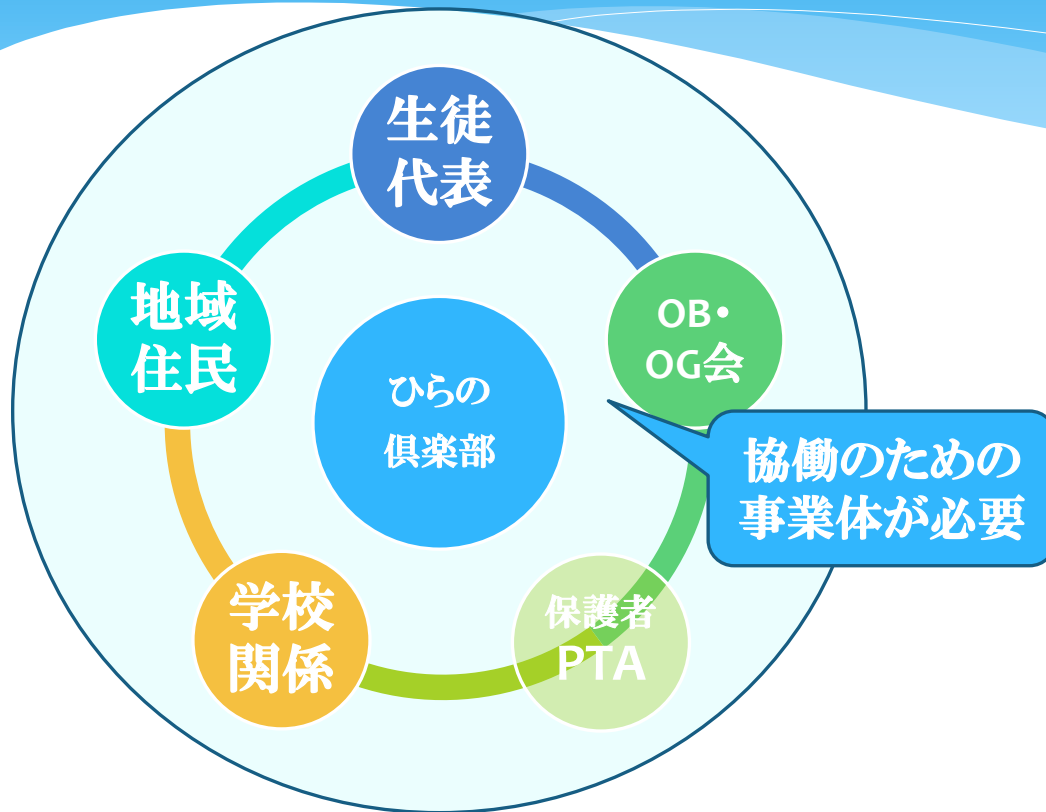
④ スクール・コミュニティクラブ* ひらの倶楽部のとりくみ

ひらの倶楽部のしくみ

第3段階:協働型:collaborate

学校の内部からの改革

「ひらの倶楽部」がコミュニティスクール(CS)や地域学校協働本部などの事業体として機能するイメージ



ひらの
倶楽部

学校

協働関係の特徴

- ・ 共通目的の共有
- ・ 当事者意識・自分事
- ・ やりきる責任
- ・ アウトカムが重要

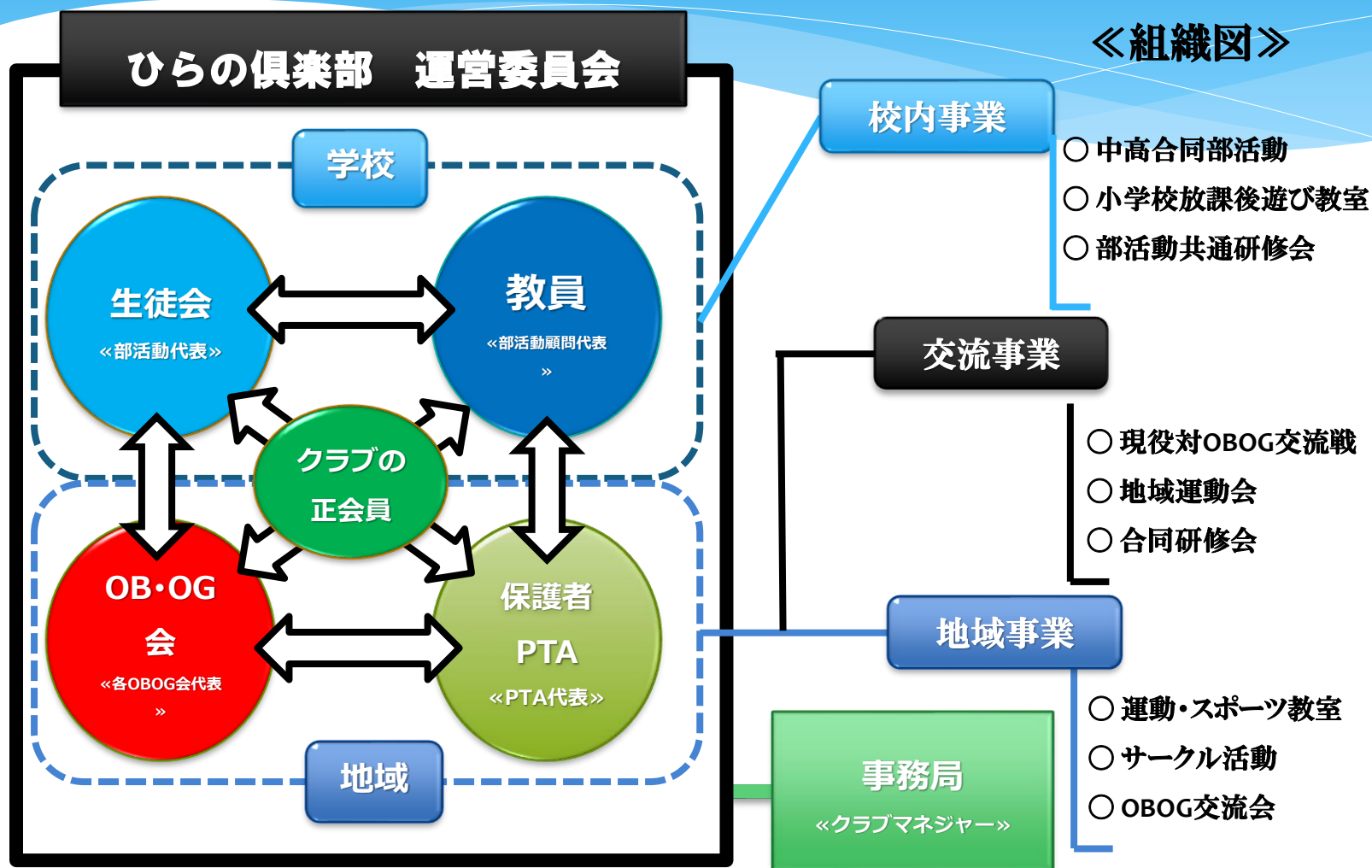
会議体だけでは学校が事業の実施母体となるため、事務局を持つ事業体である「ひらの倶楽部」を学校内に設立した(持続可能性を追求)

総合型地域スポーツクラブから スクール・コミュニティクラブ*としての「ひらの倶楽部」へ

* Copyright © 2021 ひらの倶楽部

- * 部活動はスポーツ分野だけではなく、音楽・芸術・学問分野もある
- * スポーツ部門だけでは組織化すると一部の生徒のための組織となる
- * 部活動の意味や意義を考えると生徒会による自治、生徒の自律的活動が重要
(本来の生徒会や部活動の指導のあり方を模索)
 - ⇒ 生徒会(クラブ)および部活動指導のあり方改革
 - ⇒ 体育の授業改革・生徒の意識改革へ(自発的・主体的活動へ)
 - ⇒ 学習観・コンピテンシー論
- * 「みんな」のことを考える組織でないと学校との協働はむずかしい
- * 学校で実施が難しい学習を倶楽部で実施できる仕組み
- * 全く外部の組織となると保護者の理解を得られにくい
- * 連携する団体が多くなると、連絡・調整の業務が煩雑となる
- * 組織化には生徒・学校教師・家庭/地域の三者にとっての共通目的が必要となる
 - ⇒ スクール・コミュニティ(学びの共同体)へ

ひらの倶楽部の組織 (生徒代表が理事)



NPOではなく社団法人化へ

最終的な意思決定

活動が停滞している地域の団体を取り込むことで地域コミュニティの活性化も可能

ひらの倶楽部 の理事会の構成

PTA代表

生徒代表

OB・OG
会代表

学校代表
管理職等

正会員
(地域住民等)

PTA総会
で保護者
の意見を
集約する

生徒の意
見や希望
を生徒総
会および
部長会で
集約する

各部活の
OB・OG
総会で意
見を集約
する

職員会議
において
意見を集
約する

クラブの理
念に賛同し
年会費を納
めている人

総会機能の代替

PTA
会費

生徒会費

OB・OG
会費

寄付・
クラブ会費

クラブ会費

運営費

利用会員
参加料

ソシオ会員
寄付

指導者の意見
も収集して意
思決定の参考
とする

社団法人化 ⇒ 毎年各団体にひらの倶楽部の理念を説明しなければならない
⇒ 説明できるチャンスが毎年ある 説明→納得→協力へ

指導者やクラブを支えるひとを自前で育てる なるべく安価に活動できる工夫



子ども遊び教室

- 未来の指導者育成
- 教える楽しみ

中学生のシーズン制スポーツ教室



卒業生との交流

- 卒業生に機会と場所を提供
- 現役生徒は練習相手と指導者を獲得



エリア開放(指導者がいなくても活動できる場)

- 三年生などが参加
- 部活にははいらないけどちょっと楽しみたい生徒



種目共通のセミナー開催(生徒会と共催)

- ATによるコンディショニング講習会(けがの防止やストレッチなど)
- トレーニング講習会、ジャンプトレーニング講習会

学校で実現しにくいことを倶楽部で実現する

- * 宿泊行事
- * スポンサー契約
- * スポーツ大会
- * クラウドファウンディング
- * ひらの倶楽部基金
- * 授業サポート
- * 教員研修

2021.5.7

沖縄研修旅行に関する請願（陳情）

【懇意】

毎年企画されている沖縄研修旅行がコロナの影響で中止になってしまいましたが、貴重な体験をできないのは、あまりにも心残りがあります。よって私たちは延期という形で、先生方の協力のもと、自ら企画し、沖縄研修旅行を実施することを希望します。

【趣旨】

平野クラブと連携し、沖縄研修旅行を企画させていただきたい。

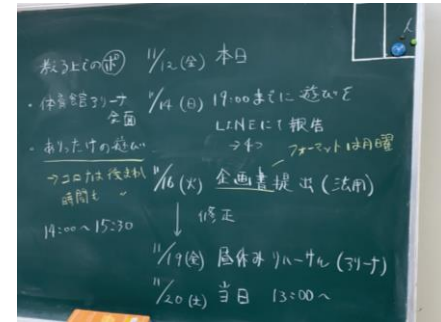
【請願（陳情）者代表】

2年 3組

署名者 38名

ヨガと子ども遊び教室

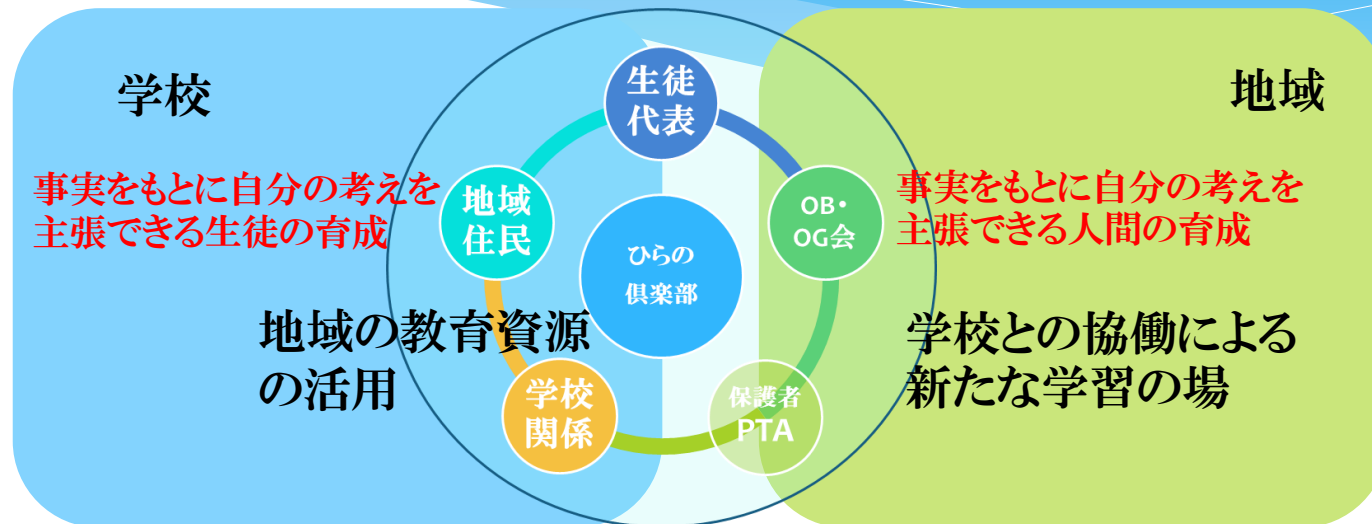
ヨガは空き時間に開催(11:00~12:00)



学校を地域へ広げる中間組織としてのクラブ

学校×クラブ×地域

Backbone Organization & Continuous Communication



自分でしっかりと考える事ができる人を育てる
ふわっとした情報に惑わされない人を育てる
他者とチームを組むことができる人を育てる

- * 文化(スポーツ・芸術・音楽・学問)縁でつながる緩やかなコミュニティの生成
- * カリキュラムの縛りや人材不足などの問題をクラブで突破する
- * 子どもと大人で地域課題や社会問題の解決に挑む
- * これまで学校ではやりにくかったことを地域クラブ組織で実現する
- * 生徒にやりきる責任感を持たせ、何度もやり直すチャンスにあたえる

	会員の考え方① 所属学校を問わずオープン	会員の考え方② 特定の学校の生徒に限定
一般法人クラブ 株式会社、地域のNPO法人や一般社団法人(自治体が関与する場合も含む)等が運営	多くのプロスポーツチーム傘下のスクールや総合型地域スポーツクラブの発展形	学校が部活動運営を外部委託する形態等
学校関係法人運営クラブ 学校法人やそれが関与する法人が運営	学校法人またはそれが関与する法人が、学校管理外の社会教育事業の主体として、参加生徒の所属学校を問わず運営	学校法人またはそれが関与する法人が、学校管理外の社会教育事業の主体として、自校生徒向けに運営

地域部活動制度の導入のポイント

* 基盤母体を決めて導入する

CS(コミュニティスクール)、地域学校協働本部、PTAなどを母体とする

→ 会議体を事業体にする(事務局とマネジャーが必要)

* いまあるお金を確認して、それらを活用する

教員の部活動付添費用、PTA会費、生徒会費、CF型ふるさと納税

→ 経済的に困窮している人も参加できるような工夫が必要

* 地域における人材の活用

部活動指導員、地域おこし協力隊、卒業生、保護者、退職教員等

* 法人化必須 → 地域の法人と契約する OR 学校内に法人を作る

アシスト(指導者派遣等)の関係でとどまるか? 協働をめざすのか?

⇒ 受け皿団体は腹をくるべき (持続可能性を見据える)

共同のエージェンシー：仲間、先生、家族、地域社会

Co-agency with peers, teachers, parents, communities

【共通の目的】

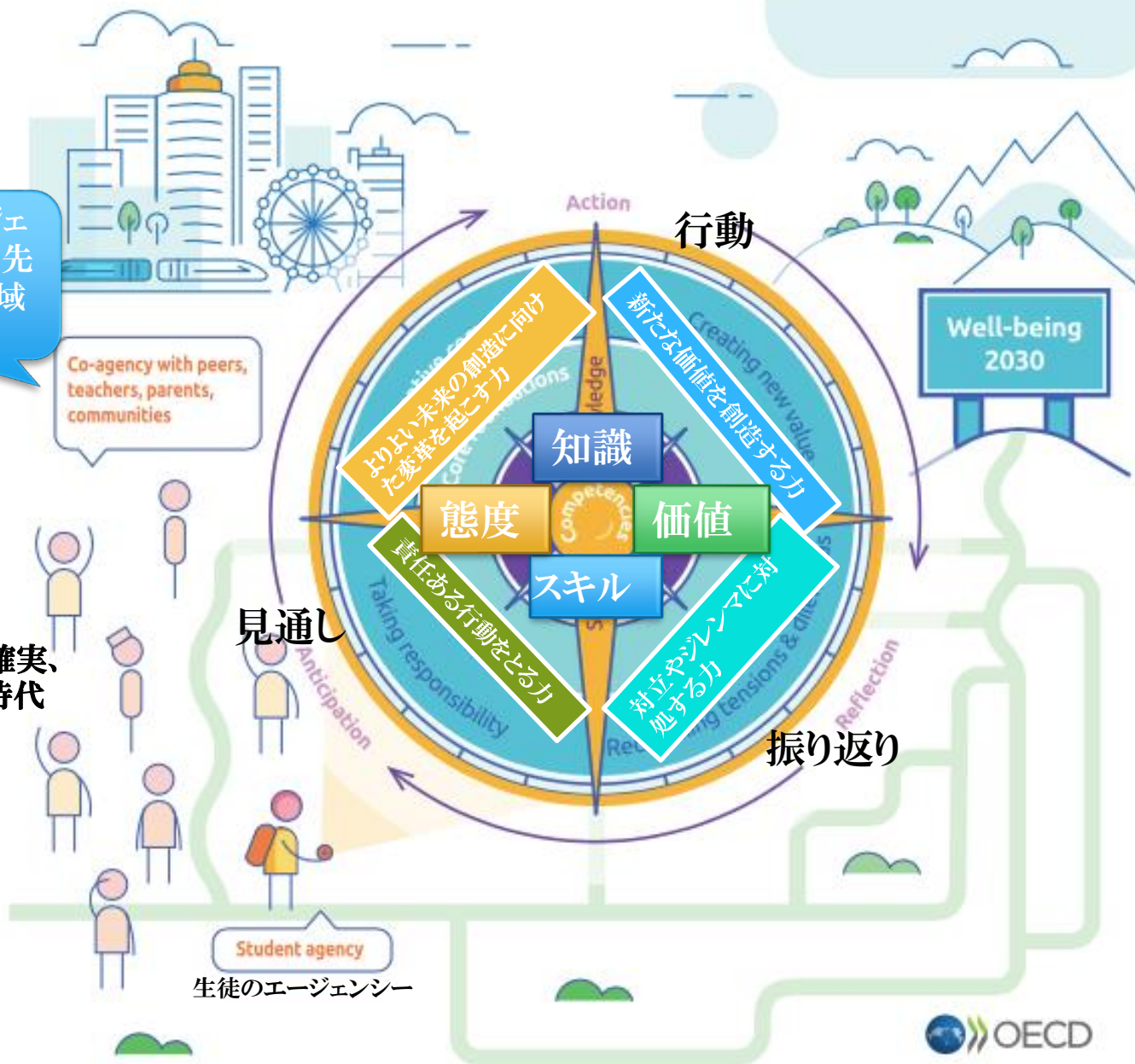
2030年の世界がより良くなること

これからの世界

予測困難で不確実、複雑で曖昧な時代

Volatile
Uncertain
Complex
Ambiguous

生徒のエージェンシー



Well-Being2030の実現 エージェンシーの育成

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT GOALS



ミッション：2030年にみんながよりよく生きていける世界にする！

⇒ **何が課題か、それが問題**

→ **SDGs(17の目標と169のターゲット)**

⇒ **エージェンシーを育むことが必要**

→ **学校も地域も共通の課題**

*** ひらの倶楽部と学校の協働により、Well-Being2030の実現に向かう！！**

学校の資源×地域の資源 ⇒ 新しい価値の創造

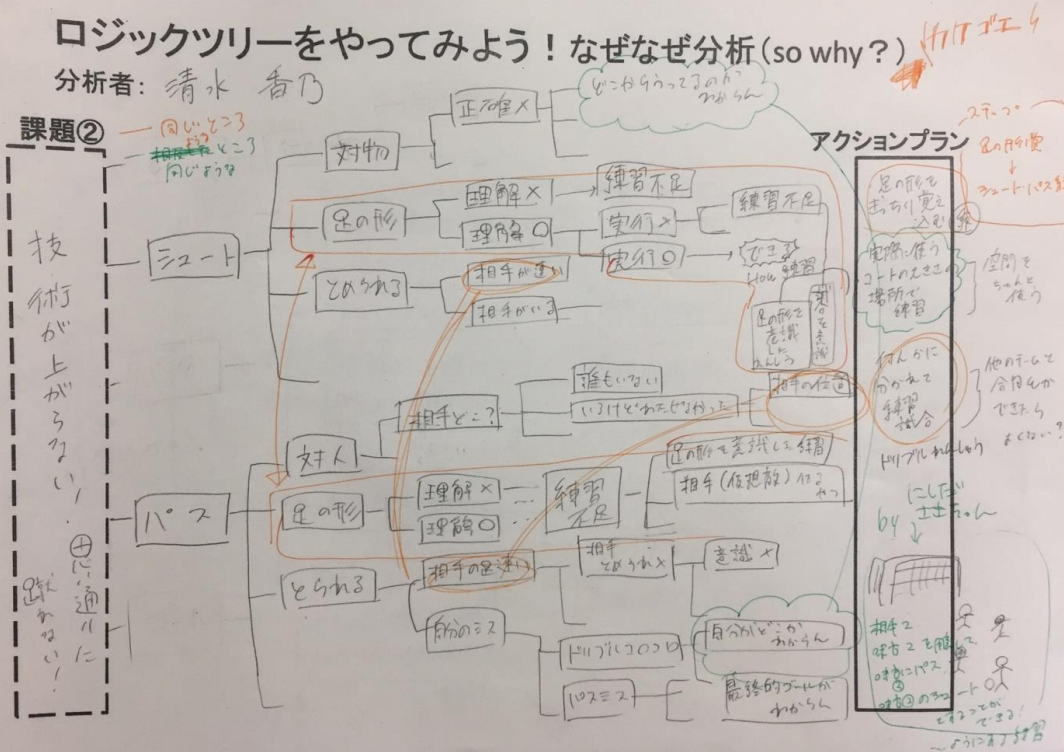
→ **自ら課題を発見し、困難を乗り越えて解決していく
(エージェンシーを発揮する)場の創造**

学習社会の創造へ

学びたい人が学びたいときに学べる社会

③ 学校や地域に探究的な学習を提供する 課題解決学習としての体育授業

授業変革 (課題解決学習・主体的な活動)



課題解決学習としての体育の学習－指導

	ねらい1	ねらい2	ねらい3	ねらい4
単元のねらいと流れ	今の力量にみあったルールやゲームの仕方に慣れながら総当たり制でサッカーのゲームを楽しむ	チームや個人の課題を整理するとともに課題解決の方法を導き出す	チームの課題分析結果を活かしながらサッカーのゲームを楽しむ（対抗戦） 【反転学習を導入した授業】	高まった力にふさわしいルールで、相手にあわせて作戦を立てながら総当たり制でサッカーのゲームを楽しむ 【反転学習を導入した授業】
ゲーム形式	11対11 5対5(1/2コート) 総当たり戦	教室での学習	8人チームの6対6(1/2コート)の対抗戦	8人チームの6対6(1/2コート)の総当たり戦
一時間の学習活動の実際	自分たちの力量を見極めながらゲームを楽しむ	自己分析と問題解決	自チームを分析し、作戦を立ててゲームを楽しむ	相手チームを分析して作戦を立て、練習を工夫してゲームを楽しむ
	「ねらい1」での授業の流れ	KJ法とロジックツリーを活用した学習	授業後、次の授業までの学習内容（反転学習内容）	授業後、次の授業までの学習内容（反転学習内容）
	ボールの止め方・蹴り方	KJ法による問題抽出と課題整理	自チームのゲームビデオをチームに配布	相手チームのビデオを対戦チームに配布
	1対1のボールキープ	ロジックツリーによる課題解決のまとめ	ゲーム分析・課題整理・練習内容の導きだし	ゲーム分析・課題整理・練習内容の導きだし
	浮き球のコントロール	課題解決方法の導出	次時までに分析結果と練習内容をチームノートにまとめる	次時までに分析結果と練習内容をチームノートにまとめる
	ボールタッチ	戦術の説明	授業開始から次の授業までの学習の流れ	
	シュート	教室におけるグループワーク	チームミーティング	チームミーティング
	フェイント		練習	練習
	ゲーム		試合	試合
			まとめ	まとめ
授業時間外の学習(反転学習)			ゲーム分析 練習計画作成	ゲーム分析 練習計画作成



Hirano Club

ひらの倶楽部 2021